

ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの
表示に関する公正競争規約施行規則 新旧対照表
(原料原産地表示：変更理由付)

2019年7月

チーズ公正取引協議会

(下線部が変更箇所)

変更案	現行	変更理由
<p>(必要な表示事項)</p> <p>第1条 規約第3条第1項に規定する必要な表示事項は、第2条から第<u>11</u>条までに掲げる基準に基づき、第<u>12</u>条及び第<u>13</u>条に掲げる様式により表示するものとする。</p> <p>2 ナチュラルチーズ(ソフト及びセミハードのものに限る。)について、次の文言を表示する。</p> <p>(1) 容器包装に入れた後に加熱殺菌したものは、「包装後加熱」、「包装後加熱殺菌」、「容器包装後に加熱殺菌済み」等、容器包装に入れた後に加熱殺菌した旨</p> <p>(2) 飲食に供する際に加熱するものは、「種類別〇〇」の次に「(要加熱)」、「(加熱が必要)」、「(加熱してお召し上がりください)」等、飲食に供する際に加熱を要する旨</p> <p>(種類別又は名称)</p> <p>第2条 規約第3条第1項第1号の規定により表示すべき種類別又は名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ナチュラルチーズにあつては、種類別は「ナチュラルチーズ」と表示する。</p> <p>(2) プロセスチーズにあつては、種類別は「プロセスチーズ」と表示する。</p> <p>(3) チーズフードにあつては、名称は「チーズフード」と表示する。</p> <p>(チーズフードの無脂乳固形分等)</p> <p>第3条 規約第3条第1項第3号の規定により表示すべき事項は、それぞれ製品重量に占める割合を百分率(小数第一位まで)で表示する。</p>	<p>(必要な表示事項)</p> <p>第1条 <u>ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)</u>第3条第1項に規定する必要な表示事項は、第2条から第<u>10</u>条までに掲げる基準に基づき、第<u>11</u>条及び第<u>12</u>条に掲げる様式により表示するものとする。</p> <p>2 ナチュラルチーズ(ソフト及びセミハードのものに限る。)について、次の文言を表示する。</p> <p>(1) 容器包装(<u>食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。)</u>に入れた後に加熱殺菌したものは、「包装後加熱」、「包装後加熱殺菌」、「容器包装後に加熱殺菌済み」等、容器包装に入れた後に加熱殺菌した旨</p> <p>(2) 飲食に供する際に加熱するものは、「種類別〇〇」の次に「(要加熱)」、「(加熱が必要)」、「(加熱してお召し上がりください)」等、飲食に供する際に加熱を要する旨</p> <p>(種類別又は名称)</p> <p>第2条 規約第3条第1項第1号の規定により表示すべき種類別又は名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ナチュラルチーズにあつては、種類別は「ナチュラルチーズ」と表示する。</p> <p>(2) プロセスチーズにあつては、種類別は「プロセスチーズ」と表示する。</p> <p>(3) チーズフードにあつては、名称は「チーズフード」と表示する。</p> <p>(チーズフードの無脂乳固形分等)</p> <p>第3条 規約第3条第1項第3号の規定により表示すべき事項は、それぞれ製品重量に占める割合を百分率(小数第一位まで)で表示する。</p>	<p>・消費者庁の指示による。</p> <p>・引用条項の変更による</p> <p>・消費者庁の指示による。</p>

変更案	現行	変更理由
<p>(原材料名)</p> <p>第4条 規約第3条第1項第4号の規定により表示すべき原材料名は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用した原材料は、各原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。</p> <p>(2) 原材料のうち、2種類以上の原材料からなる原材料(以下「複合原材料」という。)については、当該複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。この場合において、複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満のとき又は複合原材料の名称からその原材料が明らかかなときは、当該複合原材料の原材料の表示を省略することができる。</p> <p>(3) 牛以外の動物の乳を原材料として製造したナチュラルチーズにあっては、当該動物の種類を使用量の多いものから順に表示する。</p> <p>(4) アレルゲンを含む食品を原材料に使用する場合は、食品表示基準に基づき表示する。</p> <p>(5) 遺伝子組換え食品を原材料に使用する場合は、食品表示基準に基づき表示する。</p> <p>(添加物)</p> <p>第5条 規約第3条第1項第5号の規定により表示すべき添加物は食品表示基準に基づき表示する。</p> <p><u>(原料原産地名)</u></p> <p><u>第6条 規約第3条第1項第6号の規定により表示すべき原料原産地名は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>輸入品以外のナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードは、対象原材料(使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料を言う。以下同じ。)の原産地を原材料に対応させて、次に定めるところにより表示する。尚、上記対象原料に、添加物及び水は含まない。</u></p>	<p>(原材料名)</p> <p>第4条 規約第3条第1項第4号の規定により表示すべき原材料名は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用した原材料は、各原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。</p> <p>(2) 原材料のうち、2種類以上の原材料からなる原材料(以下「複合原材料」という。)については、当該複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。この場合において、複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満のとき又は複合原材料の名称からその原材料が明らかかなときは、当該複合原材料の原材料の表示を省略することができる。</p> <p>(3) 牛以外の動物の乳を原材料として製造したナチュラルチーズにあっては、当該動物の種類を使用量の多いものから順に表示する。</p> <p>(4) アレルゲンを含む食品を原材料に使用する場合は、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に基づき表示する。</p> <p>(5) 遺伝子組換え食品を原材料に使用する場合は、食品表示基準に基づき表示する。</p> <p>(添加物)</p> <p>第5条 規約第3条第1項第5号の規定により表示すべき添加物は食品表示基準に基づき表示する。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>・消費者庁の指示による。</p> <p>・食品表示基準の一部改正に準じて規約に新規追加した。</p>

変更案	現行	変更理由
<p><u>ア 対象原材料が生鮮食品であるものうち、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては、国産である旨の表示に代えて都道府県名その他一般に知られている地名を表示することができる。</u></p> <p><u>イ 対象原材料が加工食品であるものにあつては、次に定めるところにより表示する。</u></p> <p><u>(ア) 国産品にあつては、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあつては外国において製造された旨を「○○製造」と表示する(○○は、原産国名とする。)。ただし、国産品にあつては、「国内製造」の表示に代えて、「○○製造」と表示する(○○は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。)</u>ことができる。</p> <p><u>(イ) (ア)の規定による原産地の表示に代えて、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示することができる。</u></p> <p><u>ウ ア及びイの規定により表示することとされる原産地が2以上ある場合にあつては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。</u></p> <p><u>エ ア及びイの規定により表示することとされる原産地が3以上ある場合にあつては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に2以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。</u></p> <p><u>オ 次のいずれかに該当し、且つ、ウ及びエの規定により表示することが困難な場合には、次に定めるところにより表示することができる。</u></p> <p><u>(ア) 対象原材料として2以上の原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、ウの規定にかかわらず、使用される可能性のある原産地を、過去の一定の期間における使用</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・対象原材料が「生鮮食品」の場合。 ・対象原材料が「加工食品」の場合。 ・加工食品に使われた「生鮮食品の産地」の表示。 ・原産地が「2以上」の表示。 ・原産地が3以上の「その他」表示。 ・「又は」表示。

変更案	現行	変更理由
<p><u>実績又は将来の一定期間における使用計画における対象原材料に占める重量の割合(以下「一定期間使用割合」という。)の高い原産地から順に、「又は」の文字を用いて表示することができる。</u></p> <p>a <u>過去の一定期間における使用実績に基づき原産地を表示した場合にはその旨、将来の一定期間における使用計画に基づき原産地を表示した場合にはその旨が認識できるよう、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示すること。</u></p> <p>b <u>一定期間使用割合が5パーセント未満である対象原材料の原産地(エの規定に基づき「その他」と表示されたものを除く。)については、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が5パーセント未満である旨を表示すること。</u></p> <p>c <u>過去又は将来の一定期間において、対象原材料として使用する2以上の原産地のものの当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順を示す資料を保管すること。</u></p> <p>(イ) <u>対象原材料として3以上の外国が原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であって、過去又は将来の一定期間における当該原産地の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動を示す資料を保管している場合には、ウの規定にかかわらず、原産国名の表示に代えて、輸入品である旨を、対象原材料が生鮮食品である場合には「輸入」等と、対象原材料が加工食品である場合には「外国製造」等と表示することができる。</u></p>		<p>・「使用実績」「使用計画」表示。</p> <p>・「5パーセント未満」表示。</p> <p>・資料の保管。</p> <p>・3以上の外国が原産地の場合の割合の順序が変動する「輸入」「外国製造」表示。</p>

変更案	現行	変更理由
<p><u>(ウ) 対象原材料として国産品及び3以上の外国が原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であって、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、ウの規定にかかわらず、使用される可能性がある原産地として、対象原材料が生鮮食品である場合には国産である旨及び輸入品である旨を「国産又は輸入」等と、対象原材料が加工食品である場合には国内において製造された旨及び外国において製造された旨を「国内製造又は外国製造」等と、一定期間使用割合の高いものから順に表示することができる。</u></p> <p><u>a 過去一定期間における使用実績に基づき原産地を表示した場合にはその旨、将来の一定期間における使用計画に基づき原産地を表示した場合にはその旨が認識できるよう、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示すること。</u></p> <p><u>b 一定期間使用割合が5パーセント未満である対象原材料の原産地については、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が5パーセント未満である旨を表示すること。</u></p> <p><u>c 過去又は将来の一定期間において、対象原材料として使用する3以上の外国が原産地のものの当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること、3以上の外国が原産地である対象原材料と国産品である対象原材料の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順を示す資料を保管すること。</u></p>		<p>・国産品及び3以上の外国が原産地の場合の割合の順序が変動する「国産又は輸入」「国内製造又は外国製造」表示。</p> <p>・「使用実績」「使用計画」表示。</p> <p>・「5パーセント未満」表示。</p> <p>・資料の保管。</p>

変更案	現行	変更理由
<p>(内容量)</p> <p><u>第7条 規約第3条第1項第7号</u>の規定により表示すべき内容量は、計量法(平成4年法律第51号)及び食品表示基準に基づき、「〇〇グラム」若しくは「〇〇g」又は「〇〇キログラム」若しくは「〇〇kg」と表示する。</p> <p>(賞味期限)</p> <p><u>第8条 規約第3条第1項第8号</u>の規定により表示すべき賞味期限は、食品表示基準に基づき表示する。</p> <p>(保存方法)</p> <p><u>第9条 規約第3条第1項第9号</u>の規定により表示すべき保存方法は、食品表示基準に基づき流通、販売、消費等における状況を考慮した上で、製品の特性に応じた適切な保存の方法を具体的に表示する。</p> <p>(輸入品の原産国名)</p> <p><u>第10条 規約第3条第1項第10号</u>の規定により表示すべき輸入品の原産国名は、食品表示基準に基づき表示する。</p> <p>(製造業者、<u>加工業者</u>又は輸入業者の氏名又は名称及び所在地)</p> <p><u>第11条 規約第3条第1項第11号</u>の規定により表示すべき製造業者、<u>加工業者</u>又は輸入業者の氏名又は名称及び所在地は、食品表示基準に基づき表示する。</p> <p>(一括表示事項の様式)</p> <p><u>第12条 規約第3条第1項第1号から第11号</u>までに規定する必要な表示事項の表示は次の様式により行う。</p> <p>(1) ナチュラルチーズ又はプロセスチーズの場合</p>	<p>(内容量)</p> <p><u>第6条 規約第3条第1項第6号</u>の規定により表示すべき内容量は、計量法(平成4年法律第51号)及び食品表示基準に基づき、「〇〇グラム」若しくは「〇〇g」又は「〇〇キログラム」若しくは「〇〇kg」と表示する。</p> <p>(賞味期限)</p> <p><u>第7条 規約第3条第1項第7号</u>の規定により表示すべき賞味期限は、食品表示基準に基づき表示する。</p> <p>(保存方法)</p> <p><u>第8条 規約第3条第1項第8号</u>の規定により表示すべき保存方法は、食品表示基準に基づき流通、販売、消費等における状況を考慮した上で、製品の特性に応じた適切な保存の方法を具体的に表示する。</p> <p>(輸入品の原産国名)</p> <p><u>第9条 規約第3条第1項第9号</u>の規定により表示すべき輸入品の原産国名は、食品表示基準に基づき表示する。</p> <p>(製造業者又は輸入業者の氏名又は名称及び所在地)</p> <p><u>第10条 規約第3条第1項第10号</u>の規定により表示すべき製造業者又は輸入業者の氏名又は名称及び所在地は、食品表示基準に基づき表示する。</p> <p>(一括表示事項の様式)</p> <p><u>第11条 規約第3条第1項第1号から第10号</u>までに規定する必要な表示事項の表示は次の様式により行う。</p> <p>(1) ナチュラルチーズ又はプロセスチーズの場合</p>	<p>・原料原産地名の追加により条文及び号が順次繰り下げとなる。</p> <p>・加工者の新設により追加</p>

変更案	現行	変更理由
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>種類別</p> <p>原材料名</p> <p>添加物(備考5)</p> <p><u>原料原産地名(備考6)</u></p> <p>内容量</p> <p><u>賞味期限(備考7)</u></p> <p>保存方法</p> <p><u>原産国名(備考8)</u></p> <p><u>製造者(備考9)(備考10)</u></p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>種類別</p> <p>原材料名</p> <p>添加物(備考5)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>内容量</p> <p><u>賞味期限(備考6)</u></p> <p>保存方法</p> <p><u>原産国名(備考7)</u></p> <p><u>製造者(備考8)(備考9)</u></p> </div>	<p>・原料原産地名を新規に追加。</p> <p>・備考の番号も順次繰り下げ。</p>
<p>(2) チーズフードの場合</p>	<p>(2) チーズフードの場合</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>名称</p> <p>無脂乳固形分</p> <p>乳脂肪分</p> <p>乳脂肪分以外の脂肪分(備考4)</p> <p>乳たんぱく質以外のたんぱく質分(備考4)</p> <p>乳糖以外の炭水化物分(備考4)</p> <p>原材料名</p> <p>添加物(備考5)</p> <p><u>原料原産地名(備考6)</u></p> <p>内容量</p> <p><u>賞味期限(備考7)</u></p> <p>保存方法</p> <p><u>原産国名(備考8)</u></p> <p><u>製造者(備考9)(備考10)</u></p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>名称</p> <p>無脂乳固形分</p> <p>乳脂肪分</p> <p>乳脂肪分以外の脂肪分(備考4)</p> <p>乳蛋白質以外の蛋白質分(備考4)</p> <p>乳糖以外の炭水化物分(備考4)</p> <p>原材料名</p> <p>添加物(備考5)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>内容量</p> <p><u>賞味期限(備考6)</u></p> <p>保存方法</p> <p><u>原産国名(備考7)</u></p> <p><u>製造者(備考8)(備考9)</u></p> </div>	<p>・食品表示基準に準ずる。</p>
<p>備考</p> <p>1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。</p> <p>2 表示に用いる文字は、種類別又は名称については、<u>日本産業規格</u> Z8305(1962)に規定する14ポイントの活字以上の大きさの太文字とし、種類別又は名称以外の表示事項については、当該規格に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、当該規格に規定する5.5ポイントから7.5ポイントまでの大きさの活字とすることができる。</p> <p>3 表示しない項目にあつては、この様式中その項目を省略する。</p>	<p>備考</p> <p>1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。</p> <p>2 表示に用いる文字は、種類別又は名称については、<u>日本工業規格</u> Z8305(1962)に規定する14ポイントの活字以上の大きさの肉太の活字とし、種類別又は名称以外の表示事項については、当該規格に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150c m²以下のものにあつては、当該規格に規定する5.5ポイントから7.5ポイントまでの大きさの活字とすることができる。</p> <p>3 表示しない項目にあつては、この様式中その項目を省略する。</p>	<p>・消費者庁の指示による。</p> <p>・消費者庁の指示による。</p>

変更案	現行	変更理由
<p>4 チーズフードにあつては、無脂乳固形分、乳脂肪分、乳脂肪分以外の脂肪分、乳たんぱく質以外のたんぱく質分及び乳糖以外の炭水化物分を表示する。ただし、乳脂肪分以外の脂肪分、乳たんぱく質以外のたんぱく質及び乳糖以外の炭水化物を含まない場合にあつては、その項目を省略する。</p> <p>5 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。</p> <p>6 <u>原料原産地名については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名の次に括弧を付して表示することができる。また、原料原産地名をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の原料原産地名の欄に記載箇所を指定すれば、他の箇所に表示することができる。</u></p> <p>7 賞味期限をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の賞味期限の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。この場合において、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に表示箇所を表示すれば、賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。</p> <p>8 輸入品にあつては、原産国名を表示する。なお、原産国名をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の原産国名の欄に記載箇所を指定すれば、他の箇所に表示することができる。</p> <p>9 輸入品にあつては、この様式中「製造者」を「輸入者」とする。</p> <p>10 「販売者」を表示する場合は食品表示基準に基づき表示する。</p> <p>11 この様式は、縦書とすることができる。</p> <p>12 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</p>	<p>4 チーズフードにあつては、無脂乳固形分、乳脂肪分、乳脂肪分以外の脂肪分、乳蛋白質以外の蛋白質分及び乳糖以外の炭水化物分を表示する。ただし、乳脂肪分以外の脂肪分、乳蛋白質以外の蛋白質及び乳糖以外の炭水化物を含まない場合にあつては、その項目を省略する。</p> <p>5 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>6 賞味期限をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の賞味期限の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。この場合において、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に表示箇所を表示すれば、賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。</p> <p>7 輸入品にあつては、原産国名を表示する。なお、原産国名をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の原産国名の欄に記載箇所を指定すれば、他の箇所に表示することができる。</p> <p>8 輸入品にあつては、この様式中「製造者」を「輸入者」とする。</p> <p>9 「販売者」を表示する場合は食品表示基準に基づき表示する。</p> <p>10 この様式は、縦書とすることができる。</p> <p>11 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</p>	<p>・食品表示基準に準ずる。</p> <p>・括弧表示。</p> <p>・原産国名と同様に食品表示基準別記様式1備考6の規定による。</p>

変更案	現行	変更理由																								
<p>第13条 <u>規約第3条第1項第12号</u>に規定する栄養成分の量及び熱量の表示は、次の様式により行う。</p> <table border="1" data-bbox="150 376 612 716"> <thead> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示 食品単位当たり(備考1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱量</td> <td>kcal</td> </tr> <tr> <td>たんぱく質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>脂質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>炭水化物</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>食塩相当量</td> <td>g</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。 <p>(特定表示事項)</p> <p>第14条 <u>規約第4条第1項</u>の規定に基づく表示は、次の基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 国名を表示する場合 <ul style="list-style-type: none"> ナチュラルチーズ又はプロセスチーズ <ul style="list-style-type: none"> (ア) 商品名に表示する場合 <ul style="list-style-type: none"> a 当該国産のチーズ分の重量は、製品中のチーズ分の重量の75<u>パーセント</u>以上であること。 b 当該重量の割合を、見やすい場所に明瞭に表示すること。ただし、当該割合が100<u>パーセント</u>である場合は、割合の表示を省略することができる。 	栄養成分表示 食品単位当たり(備考1)		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	炭水化物	g	食塩相当量	g	<p>第12条 <u>規約第3条第1項第11号</u>に規定する栄養成分の量及び熱量の表示は、次の様式により行う。</p> <table border="1" data-bbox="756 376 1219 716"> <thead> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示 食品単位当たり(備考1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱量</td> <td>kcal</td> </tr> <tr> <td>たんぱく質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>脂質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>炭水化物</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>食塩相当量</td> <td>g</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。 <p>(特定表示事項)</p> <p>第13条 <u>規約第4条第1項</u>の規定に基づく表示は、次の基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 国名を表示する場合 <ul style="list-style-type: none"> ナチュラルチーズ又はプロセスチーズ <ul style="list-style-type: none"> (ア) 商品名に表示する場合 <ul style="list-style-type: none"> a 当該国産のチーズ分の重量は、製品中のチーズ分の重量の75<u>%</u>以上であること。 b 当該重量の割合を、見やすい場所に明瞭に表示すること。ただし、当該割合が100<u>%</u>である場合は、割合の表示を省略することができる。 	栄養成分表示 食品単位当たり(備考1)		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	炭水化物	g	食塩相当量	g	<p>・食品表示基準に準ずる。</p>
栄養成分表示 食品単位当たり(備考1)																										
熱量	kcal																									
たんぱく質	g																									
脂質	g																									
炭水化物	g																									
食塩相当量	g																									
栄養成分表示 食品単位当たり(備考1)																										
熱量	kcal																									
たんぱく質	g																									
脂質	g																									
炭水化物	g																									
食塩相当量	g																									

変更案	現行	変更理由
<p>(イ) 商品名以外に表示する場合 当該国産のチーズ分の製品中のチーズ分に占める重量の割合を、見やすい場所に明瞭に表示すること。ただし、当該割合が100<u>パーセント</u>である場合は、割合の表示を省略することができる。</p> <p>イ チーズフード</p> <p>(ア) 商品名に表示する場合</p> <p>a 当該国産のチーズ分の重量は、製品重量の51<u>パーセント</u>以上であること。</p> <p>b 当該重量の割合を見やすい場所に明瞭に表示すること。</p> <p>(イ) 商品名以外に表示する場合 当該国産のチーズ分の製品に占める重量の割合を、見やすい場所に明瞭に表示すること。</p> <p>(2) 原産地名を表示する場合</p> <p>ア ナチュラルチーズ又はプロセスチーズ</p> <p>(ア) 商品名に表示する場合</p> <p>a 当該地産のチーズ分の重量は、製品中のチーズ分の重量の60<u>パーセント</u>以上であること。</p> <p>b 当該重量の割合を見やすい場所に明瞭に表示すること。ただし、当該割合が100<u>パーセント</u>%である場合は、割合の表示を省略することができる。</p> <p>(イ) 商品名以外に表示する場合 当該地産のチーズ分の製品中のチーズ分に占める重量の割合を、見やすい場所に明瞭に表示すること。ただし、当該割合が100<u>パーセント</u>である場合は、割合の表示を省略することができる。</p> <p>イ チーズフード</p> <p>(ア) 商品名に表示する場合</p> <p>a 当該地産のチーズ分の重量は、製品重量の51<u>パーセント</u>以上であること。</p> <p>b 当該重量の割合を見やすい場所に明瞭に表示すること。</p> <p>(イ) 商品名以外に表示する場合 当該地産のチーズ分の製品に占める重量の割合を、見やすい場所に明瞭に表示す</p>	<p>(イ) 商品名以外に表示する場合 当該国産のチーズ分の製品中のチーズ分に占める重量の割合を、見やすい場所に明瞭に表示すること。ただし、当該割合が100<u>%</u>である場合は、割合の表示を省略することができる。</p> <p>イ チーズフード</p> <p>(ア) 商品名に表示する場合</p> <p>a 当該国産のチーズ分の重量は、製品重量の51<u>%</u>以上であること。</p> <p>b 当該重量の割合を見やすい場所に明瞭に表示すること。</p> <p>(イ) 商品名以外に表示する場合 当該国産のチーズ分の製品に占める重量の割合を、見やすい場所に明瞭に表示すること。</p> <p>(2) 原産地名を表示する場合</p> <p>ア ナチュラルチーズ又はプロセスチーズ</p> <p>(ア) 商品名に表示する場合</p> <p>a 当該地産のチーズ分の重量は、製品中のチーズ分の重量の60<u>%</u>以上であること。</p> <p>b 当該重量の割合を見やすい場所に明瞭に表示すること。ただし、当該割合が100<u>%</u>である場合は、割合の表示を省略することができる。</p> <p>(イ) 商品名以外に表示する場合 当該地産のチーズ分の製品中のチーズ分に占める重量の割合を、見やすい場所に明瞭に表示すること。ただし、当該割合が100<u>%</u>である場合は、割合の表示を省略することができる。</p> <p>イ チーズフード</p> <p>(ア) 商品名に表示する場合</p> <p>a 当該地産のチーズ分の重量は、製品重量の51<u>%</u>以上であること。</p> <p>b 当該重量の割合を見やすい場所に明瞭に表示すること。</p> <p>(イ) 商品名以外に表示する場合 当該地産のチーズ分の製品に占める重量の割合を、見やすい場所に明瞭に表示する</p>	

変更案	現行	変更理由
<p>ること。</p> <p>(3) 「CHEDAR」、「Gouda」、「Emmentaler」、「ブルー」、「カマンベール」その他これらに類する名称を表示する場合</p> <p>ア ナチュラルチーズ又はプロセスチーズ</p> <p>(ア) 商品名に表示する場合</p> <p>a 当該チーズ分の重量は、製品中のチーズ分の重量の60<u>パーセント</u>以上であること。</p> <p>b 当該重量の割合を見やすい場所に明瞭に表示すること。ただし、当該割合が100<u>パーセント</u>である場合は、割合の表示を省略することができる。</p> <p>(イ) 商品名以外に表示する場合</p> <p>当該チーズ分の製品中のチーズ分に占める重量の割合を、見やすい場所に明瞭に表示すること。ただし、当該割合が100<u>パーセント</u>である場合は、割合の表示を省略することができる。</p> <p>イ チーズフード</p> <p>(ア) 商品名に表示する場合</p> <p>a 当該チーズ分の重量は、製品重量の51<u>パーセント</u>以上であること。</p> <p>b 当該重量の割合を見やすい場所に明瞭に表示すること。</p> <p>(イ) 商品名以外に表示する場合</p> <p>当該チーズ分の製品に占める重量の割合を、見やすい場所に明瞭に表示すること。</p> <p>2 規約第4条第2項の規定に基づき、ブルーチーズ、カマンベールチーズその他の香味の著しく強いチーズが含まれている旨を表示する場合は、当該チーズ分の製品中のチーズ分に占める重量の割合を、見やすい場所に明瞭に表示すること。この場合において、その旨を商品名に表示する場合は、「〇〇チーズ入り」、「〇〇チーズイン」又は「〇〇チーズブレンド」としなければならない。</p>	<p>こと。</p> <p>(3) 「CHEDAR」、「Gouda」、「Emmentaler」、「ブルー」、「カマンベール」その他これらに類する名称を表示する場合</p> <p>ア ナチュラルチーズ又はプロセスチーズ</p> <p>(ア) 商品名に表示する場合</p> <p>a 当該チーズ分の重量は、製品中のチーズ分の重量の60<u>%</u>以上であること。</p> <p>b 当該重量の割合を見やすい場所に明瞭に表示すること。ただし、当該割合が100<u>%</u>である場合は、割合の表示を省略することができる。</p> <p>(イ) 商品名以外に表示する場合</p> <p>当該チーズ分の製品中のチーズ分に占める重量の割合を、見やすい場所に明瞭に表示すること。ただし、当該割合が100<u>%</u>である場合は、割合の表示を省略することができる。</p> <p>イ チーズフード</p> <p>(ア) 商品名に表示する場合</p> <p>a 当該チーズ分の重量は、製品重量の51<u>%</u>以上であること。</p> <p>b 当該重量の割合を見やすい場所に明瞭に表示すること。</p> <p>(イ) 商品名以外に表示する場合</p> <p>当該チーズ分の製品に占める重量の割合を、見やすい場所に明瞭に表示すること。</p> <p>2 規約第4条第2項の規定に基づき、ブルーチーズ、カマンベールチーズその他の香味の著しく強いチーズが含まれている旨を表示する場合は、当該チーズ分の製品中のチーズ分に占める重量の割合を、見やすい場所に明瞭に表示すること。この場合において、その旨を商品名に表示する場合は、「〇〇チーズ入り」、「〇〇チーズイン」又は「〇〇チーズブレンド」としなければならない。</p>	

変更案	現行	変更理由
<p>3 前二項に規定する割合の表示は、容器包装に<u>且本産業規格</u> Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの活字で、外部から見やすい場所に、明瞭に表示すること。ただし、内容量が30<u>グラム</u>以下の小包装(ベビー型、スティック型等)のものにあつては、最小販売単位の製品を収容する容器包装に表示することができる。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p><u>第15条</u> チーズフードの商品名に「○○チーズ」と表示することは、規約第5条第1号の規定に該当するものとする。</p> <p>2 規約第5条第6号に規定する内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて過大な容器包装を用いる表示とは、外から内容物が確認できない場合であつて、当該内容物の容積(製品を垂直に立てたとき、下部に堆積した内容物(内容物が個々に包装されている場合は、当該包装材料を含む。)の容積をいう。)が、当該容器包装の内容積の3分の2未満のものをいう。ただし、内容物の保護又は品質保全のため、ガスを充てんする等やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書の規定による、内容物の保護又は品質保全のため、ガスを充てんする等やむを得ない場合にあつては、内容量を、<u>日本産業規格</u> Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字(表示可能面積がおおむね<u>150平方センチメートル</u>以下のものにあつては、<u>日本産業規格</u> Z8305(1962)に規定する5.5ポイントから7.5ポイントまでの大きさの活字とすることができる。)で、規約第3条第1項に規定する必要な表示事項とは別に、製品の見やすいところに表示すること。</p>	<p>3 前二項に規定する割合の表示は、容器包装に<u>且本工業規格</u> Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの活字で、外部から見やすい場所に、明瞭に表示すること。ただし、内容量が30<u>g</u>以下の小包装(ベビー型、スティック型等)のものにあつては、最小販売単位の製品を収容する容器包装に表示することができる。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p><u>第14条</u> チーズフードの商品名に「○○チーズ」と表示することは、規約第5条第1号の規定に該当するものとする。</p> <p>2 規約第5条第6号に規定する内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて過大な容器包装を用いる表示とは、外から内容物が確認できない場合であつて、当該内容物の容積(製品を垂直に立てたとき、下部に堆積した内容物(内容物が個々に包装されている場合は、当該包装材料を含む。)の容積をいう。)が、当該容器包装の内容積の3分の2未満のものをいう。ただし、内容物の保護又は品質保全のため、ガスを充てんする等やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書の規定による、内容物の保護又は品質保全のため、ガスを充てんする等やむを得ない場合にあつては、内容量を、<u>日本工業規格</u> Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字(表示可能面積がおおむね150<u>cm²</u>以下のものにあつては、日本工業規格 Z8305(1962)に規定する5.5ポイントから7.5ポイントまでの大きさの活字とすることができる。)で、規約第3条第1項に規定する必要な表示事項とは別に、製品の見やすいところに表示すること。</p>	<p>・食品表示基準に準ずる。</p>

変更案	現行	変更理由
<p>附 則</p> <p>1 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2 この施行規則の変更の施行の日から令和4年3月31日までに製造され又は加工されるナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードについては、なお従前の例によること</u> <u>ができる。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この施行規則は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>2 この施行規則の施行から平成32年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入されるナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードについては、なお従前の例によること</p> <p>3 施行規則第1条第2項第1号においては、平成28年7月8日まで製造され、加工され、又は輸入されるナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードについては、なお従前の例によること</p>	<p>・附則を追記</p>